

# 社会医療法人仁生会

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日～ 令和9年9月30日までの5年間
2. 内容

目標1：男性の育児休業対象者がいる場合、取得者数1人以上にする。

### ＜対策＞

- 令和4年10月～ 所属長及び職員への制度内容の周知  
対象者へのアナウンスの継続  
計画年度取得人数の把握継続

目標2：個人の有給取得率50%以上にする。

### ＜対策＞

- 令和4年10月～ 所属長に対して個人による取得のばらつきのないよう啓蒙  
個人取得率の把握及び取得率に差がある場合の促進喚起  
達成できていない場合の調査、対策立案